

11月1日～12月1日は 「犯罪被害者月間」 です

平成18年度から毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」とし、国や地方公共団体、民間団体などが犯罪被害者等への理解を深めるための啓発事業を実施してきました。令和7年度からはこの取組を拡充し、11月1日から12月1日を「犯罪被害者月間」として集中的に広報活動を行っています。この機会に、家族や地域、学校など身近な場で、犯罪被害について改めて考えてみましょう。

「犯罪被害者週間」取組の一例



© 2014 大阪府もずやん

啓発展示（大阪府立中央図書館）



© 2014 大阪府もずやん

犯罪被害者支援に関するパネル等の展示や関係図書を紹介



ホンデリング ～本で広がる支援の輪～

犯罪被害者等支援に役立つチャリティプロジェクトです。

不要になった本やCDがありましたら、ご寄贈ください。それらの査定金額が、犯罪被害に遭われた方々への支援活動を行っている犯罪被害者早期援助団体へのご寄付になります。



ホンデリングについて詳しくはこちら→



大阪府 治安対策課 (06-6944-7506)

令和8年3月発行